

(仮称) 日立市立学校再編計画(素案)

子どものための環境づくりを～市民とともに～

(2021～2030)

令和2年 月

日立市教育委員会

目 次

はじめに

はじめに	1
------	---

I 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	4
2 関連する計画との関係	4
3 計画の取組期間	5

II 学校の現状と課題

1 児童生徒数の推移と推計	8
2 学校規模の推移と推計	8
(1) 小学校	
(2) 中学校	
3 通学の現状	9
4 施設整備の現状	10

III より良い学習環境づくりのために

1 日立市立学校適正配置基本方針	12
2 一人一人の成長を支えるための学校再編	12
(1) 小中連携の更なる強化（小中一貫教育の推進）	13
ア 小中一貫教育の形態	
イ 小中一貫教育カリキュラム（教育課程）の作成	
(2) 学校が連携しやすい環境整備	15
ア 小・中学校のグループ化	
イ 学校規模や通学距離等を考慮した7つのエリア	
ウ 連携のためのＩＣＴ環境の整備・充実	
(3) 地域とともにある学校づくり（家庭・地域との連携）	17
ア 学校運営協議会制度の活用（コミュニティ・スクール）	
イ 「ひたちらしさ」を活かした教育（地域を愛し担う人材の育成）	
3 再編の取り組み方	18
(1) 目指す学校規模を下回る学校への対応	18
ア 小学校	

イ 中学校	
ウ 取組の時期	
(2) 再編の方法等	19
(3) 通学時の安全等	19
ア 距離	
イ 通学方法	
ウ 安全性の確保	
(4) 児童生徒への配慮	19
(5) その他の配慮事項	20
ア 保護者負担への配慮	
イ 学童保育の充実	
ウ 跡地活用	

IV 新しい学校配置案

1 学校再編の優先順位	22
2 全体の再編スケジュール	22
3 配置案	24
(1) 十王・豊浦エリア	24
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(2) 日高・田尻・滑川エリア	26
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(3) 本庁エリア	28
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(4) 多賀北エリア	30
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	

エ 第2期終了後の配置案	
(5) 多賀南エリア	32
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(6) 南部エリア	34
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
(7) 中里エリア	36
ア 小・中学校の現状	
イ 再編の考え方	
ウ 再編スケジュール	
エ 第2期終了後の配置案	
4 全体の配置案（第2期終了後の学校の位置）	37
5 再編の進め方	38

V 資料編

1 日立市立学校適正配置基本方針	41
2 小中一貫教育の概要	51
3 学校等設置状況	54
4 学校基本情報	56
5 未就学児分布（7つのエリア）	64
6 津波ハザードマップ	70
7 洪水ハザードマップ	72
8 土砂災害ハザードマップ	73
9 第4期終了後の配置案	74
10 検討委員会における検討経過（H28年度～R2年度）	75

I 計画策定に当たって

I 計画策定に当たって

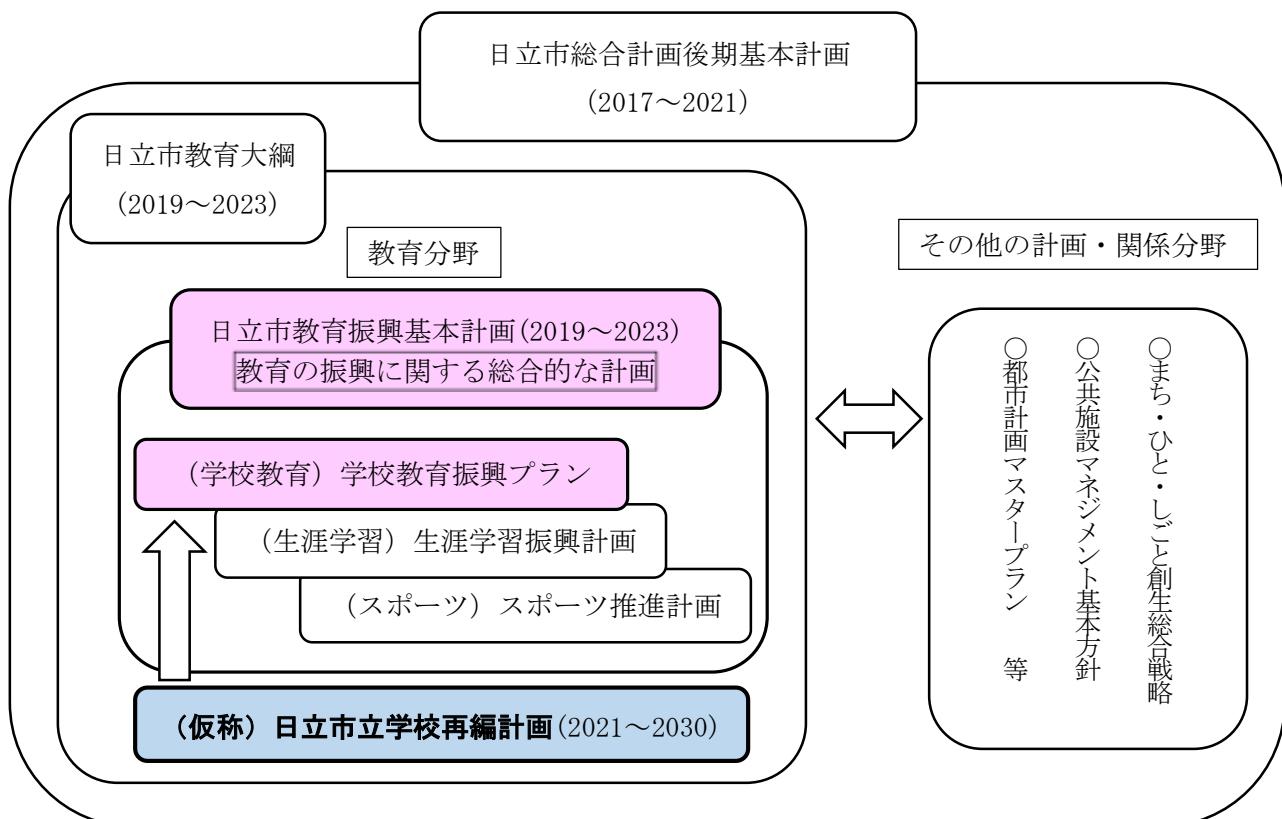
1 計画策定の趣旨

近年、学校では、児童生徒数の減少によって様々な教育的課題が指摘されるようになりました。その課題の解消に向けて、先に策定した「日立市立学校適正配置基本方針」（平成30年3月。以下「基本方針」という。）で、学校の再編において目指す学校の規模など、再編を進める上での基本的な考え方をまとめました。（12ページ参照）

日立市立学校再編計画（以下「本計画」という。）は、「基本方針」に基づき、学校再編の全体像を示した上で、今後おおむね10年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするために策定するものです。

2 関連する計画との関係

本計画は、「日立市教育振興基本計画【学校教育】」（平成31年3月策定。以下「振興基本計画」という。）の着実な推進のため、その他の計画との整合を図りつつ、本市学校教育をより効果的に進めるための環境づくりを担います。



3 計画の取組期間

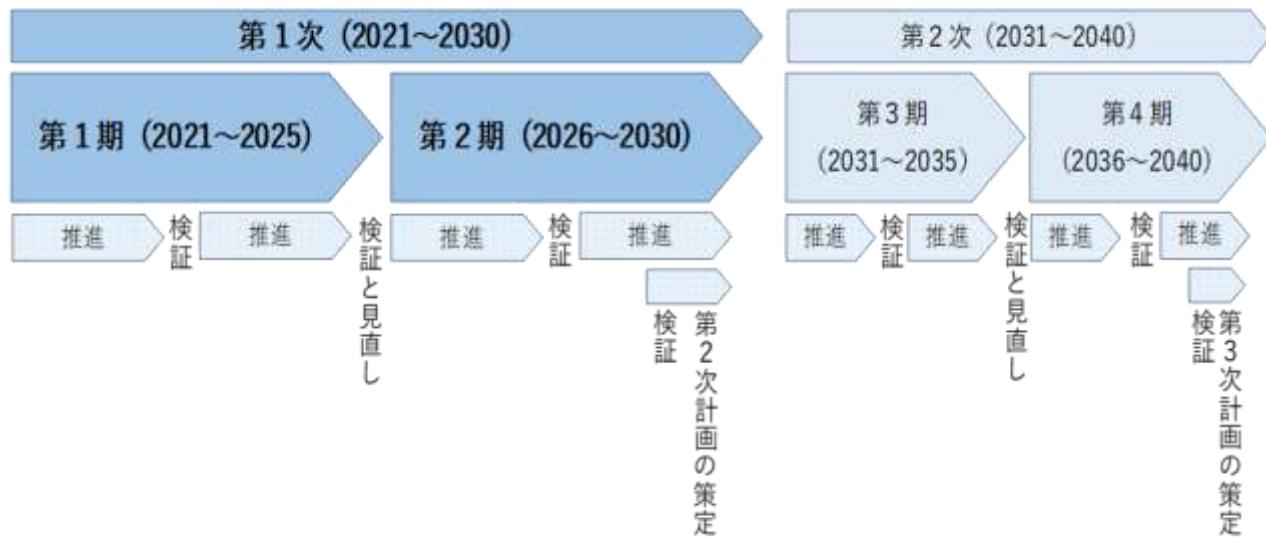
- (1) 学校の再編は20年先を見据え、5年間を1期として4期に分けて取り組みます。
- (2) 本計画での取組期間は、令和3年(2021年)から令和12年(2030年)までの10年間、第2期までとします。
- (3) 計画内容は、学校教育を取り巻く環境の変化や教育に関する制度改正、本市における各種計画等を踏まえ、3年程度を目安に再編の進捗を検証し、次期計画の見直しを行います。

【第1次】

第1期：令和3年(2021年)～令和7年(2025年)
第2期：令和8年(2026年)～令和12年(2030年)

【第2次】

第3期：令和13年(2031年)～令和17年(2035年)
第4期：令和18年(2036年)～令和22年(2040年)



II 学校の現状と課題

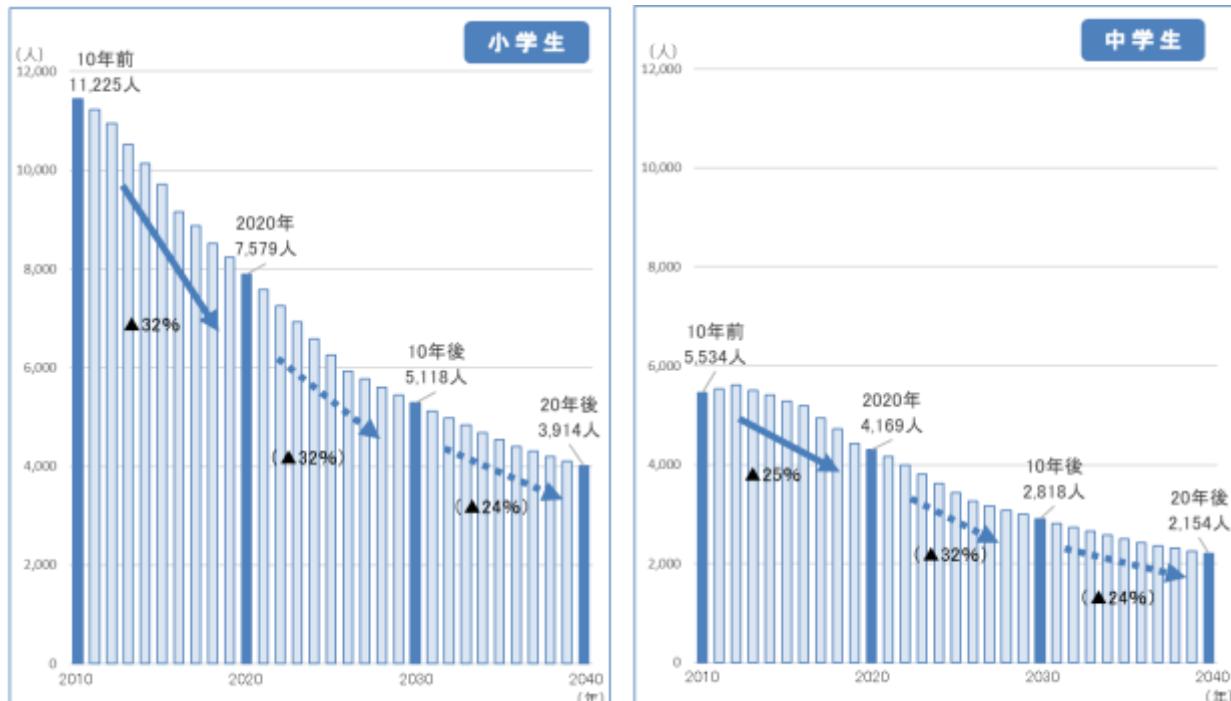
II 学校の現状と課題

1 児童生徒数の推移と推計

本市の児童生徒数は、昭和56年（1981年）をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）5月1日現在では、ピーク時の35.5%となっています。

10年後の令和12年（2030年）の児童生徒数は令和2年と比べて32%減と予測されており（図1）、減少傾向が続くことが見込まれます。

<図1> 児童生徒数の推移と推計



推計は、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した市町村別の人団体値を基に算出

2 学校規模の推移と推計

(1) 小学校

令和2年（2020年）の市立小学校の学級数は、10年前との比較で25%の減となっています（図2）。半数以上の小学校が、「基本方針」で定めた本市の目指す学校規模である「各学年2学級以上」を下回り、2つの学年で1学級を編制する複式学級を有する学校やクラス替えのできない学年が複数ある学校があります。10年後の令和12年（2030年）には半数以上の学校でクラス替えができない状況になると予測されます。

複式学級を有する学校は、「一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある（※）」といわれているため、複式学級の早期の解消に向けた取組が必要です。

また、学級の人数が少なくなることやクラス替えができないことで、人間関係の固定化に対する懸念、集団学習や班活動の制約、学校行事の教育効果の低下など様々な課題が顕著になり、今後求められる教育活動を充実させることができると指摘されています。

※ 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（平成27年1月）から引用

(2) 中学校

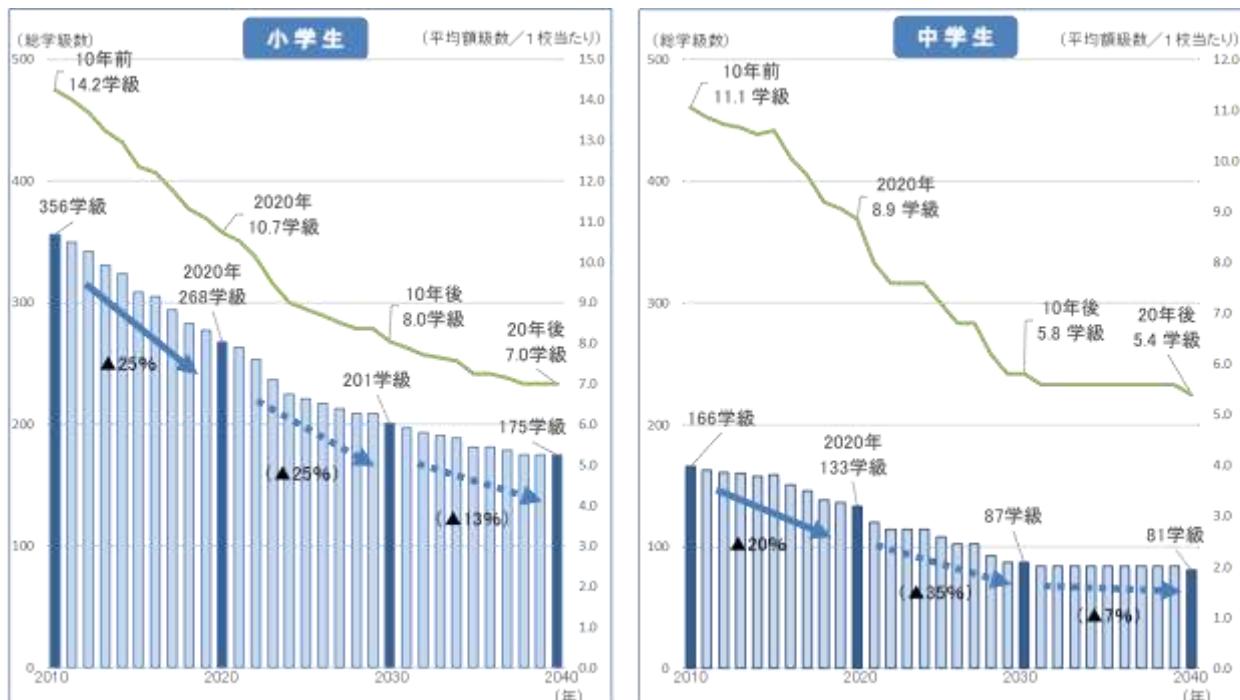
令和2年（2020年）の市立中学校の学級数は、10年前との比較で20%の減、10年後の令和12年（2030年）には、更に35%の減となると推計されており（図2）、3分の1の学校でクラス替えができない状況になると予測されます。

現在、およそ半数の中学校で本市の目指す学校規模である「各学年3学級以上」を下回り、生徒の相互研鑽の機会が少なくなるとともに、教員の配置や部活動などに支障が出ています。教員配置の少ない学校では、少人数指導など、多様な学習形態をとることや教員同士の相互研修なども難しくなります。

また、心身ともに大きく成長する時期にスポーツや仲間との活動に親しむことは、生涯にわたって健康な肉体を維持し、人生を豊かに過ごす基礎となる大切なことです。

しかし、学校の小規模化により部活動の種類が限られ、望ましい活動ができなくなっています。本市の中学生に、その機会を等しく提供することが必要です。

<図2> 学校規模の推移と推計



推計は、令和2年度の国・県の学級編制基準等（1学級当たり、小1、2は35人、それ以外は40人）に基づき算出

3 通学の現状

東西を海と山に挟まれ、市域が南北に長い本市では、縦長の地形に沿って多くの小・中学校が配置されています。人口増加に伴い、昭和40年代後半以降に山側の斜面に相次いで造成された大規模団地は、山側団地と呼ばれています。

山側団地からの通学路は、大半が急な坂道で時間もかかり、子どもたちの身体的な負担は少なくありません。

本庁地区や多賀地区などの市の中心部では学校数が多いことから、山側団地を除き、通学距離が比較的短い傾向にあり、市の北部や南部の地域では、通学距離が比較的長い傾向にあります。市内で最も長い距離を徒步通学している小学生は、自宅から学校までおよそ3km、通学時間は1時間程度となっています。中学生は、徒步通学ではおよそ2kmで約30分、自転車通学ではおよそ4kmで25分程度の通学時間となっています。こうした状況にあ

つても、市立の小・中学校の通学距離は、全校が国の定める基準(※)の範囲内となっています。

※ 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号に公立学校の適正な通学距離として、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること」と規定されています。

4 施設整備の現状

昭和50年代前半までに建設された学校は、40年を経過し老朽化が著しいことから、計画的に校舎の改築や大規模改造を行ってきましたが、東日本大震災を契機に校舎の耐震化が急務となり、校舎の耐震補強を先行してきました。

このような状況の中、現在、児童生徒の安全確保のため、仮設校舎での対応を余儀なくされている学校については、学校再編時に校舎改築等の整備を図ることとしています。

児童生徒の安全・安心かつ快適な学校生活と、今後必要とされる教育環境の整備・充実のために、計画的に施設整備を図っています。

III より良い学習環境づくりのために

III より良い学習環境づくりのために

1 日立市立学校適正配置基本方針（平成30年3月策定）（41ページ参照）

本市では、学校が小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本市が目指す教育の実現に向け、学校の適正配置の基本的な考え方と具体的な計画づくりのための指針として「基本方針」を策定しました。

学校は、児童生徒の確かな学び、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものです。

学校の規模が小さくなると、人間関係の広がり、学習形態の多様さ、課外活動の種類などが制限され、本来それらを通して得られる社会性や人格形成に必要な成長の機会を狭めてしまう懸念があります。人間関係上のトラブルなどに、クラス替えで対応できる場合も少なくありません。

また、児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな学習指導や生活上の指導、教員の相互研修、児童生徒と向き合う時間の確保など、一定の学校規模を確保することで教員の配置が充実し、多様な指導体制や学校運営体制を整えることが可能になります。

さらに、教育の機会均等の視点からも、学校規模をできる限り標準化することが必要であるため、本市が目指す学校規模を次のとおりとしました。

【小学校】

クラス替えができる各学年2学級以上

【中学校】

クラス替えができ、かつ、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

また、児童生徒の学習環境を整え、目指す学校規模を確保していくため、通学区域の見直しや学校の統合など、学校の再編を進める際の留意事項を次のとおりとしました。

- (1) 適正な配置バランス
- (2) 通学時の安全等
- (3) 校舎の安全
- (4) 児童生徒への配慮
- (5) 地域への配慮
- (6) 中里小・中学校について（取扱い）
- (7) 学校の新たな「かたち」づくり

特に「(7) 学校の新たな「かたち」づくり」では、これから本市教育の土台となるものとして、小中連携教育を更に強化する体制づくりや、地域の核としての学校の在り方を再構築しながら、地域とともにある学校づくりを進める考えを示しています。

2 一人一人の成長を支えるための学校再編（14ページ<図3>）

本市では、「振興基本計画」に基づき、社会や人生を豊かにする感性を磨く学習や体験活動、急速なＩＣＴの進展に対応できる教育の充実や環境の整備、社会のグローバル

化に対応できるコミュニケーション能力の育成や英語教育の充実などに取り組んでいます。

こうした本市教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小中連携教育を発展させた小中一貫教育に市内全校で取り組むとともに、小・中学校や家庭、地域との連携を更に進めていく中で、未来を拓く人材の育成を目指します。

学校の再編は、児童生徒一人一人の成長を支えるため、目指す学校規模の維持・確保に努めるとともに、小中一貫教育を実践するための環境を整え、教育効果を最大限に引き出す体制づくりを担うものです。

(1) 小中連携の更なる強化（小中一貫教育の推進）

小中連携教育や小中一貫教育が全国的に取り組まれてきた大きな理由は、中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中1ギャップ」への効果的な対応の必要性です。その対応のため、本市においても小中連携教育に取り組み、成果を積み重ねてきました。今後は、この成果を基に、更に効果的な取組を進めていく必要があります。

小・中学校の連携を更に強化した小中一貫教育は、教職員が9年後の目指す児童生徒の姿を共有し、協働して取り組む教育活動です。本市では、小中一貫教育に取り組み義務教育9年間を通して、校種の垣根を越えて、教職員が共に一人一人の成長を見守り個性や発達の状況を理解して接することで、教職員と児童生徒の信頼関係を深め、学校生活や学習への不安の軽減につなげます。

ア 小中一貫教育の形態（51ページ参照）

小中一貫教育の形態には、校舎の配置から施設一体型、施設隣接型、施設分離型などがあります。要件が整う場合は、施設一体型としての整備を検討しますが、本市では、既存の学校敷地を活用しながら、主に施設分離型での小中一貫教育に取り組みます。施設分離型では、小・中学校が独立しているために、校舎間の距離がデメリットとされる一方で、小学校の最高学年を経験することで大きな成長が促される、また、中学校進学に憧れや期待感を持たせるなど、学校が独立していることが指導上のメリットです。施設分離型のメリットを最大限に生かしながら、取組を推進します。

推進に当たっては、市教委に小中一貫教育コーディネーターの配置を検討するなど、これまでの小中連携教育から更に高度な連携となるよう支援体制を整備します。

イ 小中一貫教育カリキュラム（教育課程）の作成

児童生徒の健やかな成長を支えるため、義務教育の9年間を見通し、発達段階に応じた学びの連続性と適時性に配慮した本市独自の小中一貫教育カリキュラムを作成します。

このカリキュラムに基づき、教職員が、小・中学校それぞれの段階での発達状況や学習の習熟度などを十分に共有し、一人一人に合わせた指導を行うことで、これまで以上に指導内容の広がりと深まりが生まれ、児童生徒の興味関心を喚起し学習意欲を高め、学力の向上につなげます。

<図3>



(2) 学校が連携しやすい環境整備

本市では、地理的要因や学区が定められた経緯などから中学校への分散進学（1つの小学校から複数の中学校へ進学すること）が多く、小・中学校間や中学校と地域との連携が進めにくい状況にあります。

本市において、効果的に小中一貫教育を実践するには、中学校を中心としたバランスの取れた学校配置への見直しや学校規模の維持・確保、分散進学の解消などが必要です。

学校再編を通して、このような課題に取り組むとともに、遠隔授業やテレビ会議などの学校間の連携を支援するＩＣＴ環境の整備を進めます。

ア 小・中学校のグループ化

分散進学を解消し、中学校を中心とした学校配置に見直します。児童生徒の居住分布に応じて、中学校1校に対し小学校2～3校を小中一貫教育グループとし、それぞれの学校において目指す学校規模を確保するとともに、グループとしての目指す児童生徒の姿や教育目標を共有し、小・中学校の教職員の協働の下、児童生徒の9年間の成長を支える体制を整えます。

後述するように、学校間だけでなく、目指す児童生徒の姿や教育目標を、家庭や地域とも共有することで、より円滑で密接な連携と協働が期待できます。学校のグループ化と併せて、そのような体制づくりに取り組み、小中一貫教育の実践を支えます。

イ 学校規模や通学距離等を考慮した7つのエリア（16ページ<図4>）

小・中学校のグループ化に当たっては、目指す学校規模を確保した上で、通学距離や居住分布、地域間の関係性、歴史的・地理的要件などを考慮し、市内を下記の①～⑦のエリアに分け、各エリア内の学校を、中学校1校、小学校2～3校のグループとし、小中一貫教育を推進します。

【7つのエリア内の小・中学校】

エリア	小学校	中学校
①十王・豊浦	山部小、櫛形小、豊浦小	十王中、豊浦中
②日高・田尻・滑川	日高小、田尻小、滑川小	日高中、滑川中
③本庁	宮田小、仲町小、中小路小、助川小、会瀬小	駒王中、平沢中、助川中
④多賀北	成沢小、諏訪小、油繩子小、大久保小	多賀中、大久保中
⑤多賀南	河原子小、大沼小、水木小、塙山小、金沢小	河原子中、台原中、泉丘中
⑥南部	大みか小、久慈小、坂本小、東小沢小	久慈中、坂本中
⑦中里	中里小	中里中

<図4> 7つのエリア及び令和2年度現在のエリア内の小・中学校



ウ 連携のためのＩＣＴ環境の整備・充実

小中一貫教育を行う中で、グループ内の学校が円滑に連携し、教育活動を充実していくためには、児童生徒の日常的な交流が欠かせません。

施設分離型においては、学校間の距離というデメリットを補う工夫が必要です。学校行事や校外学習など、子どもたちが触れ合える機会が更に有意義なものとなるよう、インターネットを使った交流や共同学習など、日常的なＩＣＴの活用が必須です。

また、校務支援システムやインターネット等を活用して他校と効率的に連携し、学校間の距離や連携に係る教職員の負担を軽減することで、児童生徒一人一人に向き合う時間が増え、更なる教育活動の充実を可能とすることができます。

日常的・効率的な連携の促進に当たり、タブレット端末やプロジェクタ等の配備のほか、校内ＬＡＮの高速大容量化などのＩＣＴ環境の整備を進めます。

(3) 地域とともにある学校づくり（家庭・地域との連携）

子どもたちは中学校を卒業し、やがて、地域を担う側として活躍する存在となっていました。地域の人材や資源を活用した教育活動等により、子どもたちの成長が地域に支えられている一方で、地域の課題解決に向けて学校や児童生徒が積極的に貢献するなど、双方向の関係作りを進めることができます。

9年後の目指す児童生徒の姿を学校と家庭、地域が共有し、協働して成長を支える取組を通して、子どもも大人も地域の一員として、自らが主体となって地域の活性化に取り組む態度を育む学校づくりを進めます。

このような取組は、学習指導要領にも盛り込まれたＥＳＤ（※）の理念でもあり、地域貢献にとどまらず、国際社会が必要とする人材育成にもつながるものです。

※ E S D (Education for Sustainable Development) は「持続可能な開発のための教育」と訳され、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。学校教育の中では、教科等を越えた教育課程全体の取組を通して、児童生徒の一人一人が、自然環境などの地球規模の課題を自らのものとして捉え、解決に向けて自分ができることを考え実践できるようになることを目指しています。

ア 学校運営協議会制度の活用（コミュニティ・スクール）

学校が抱える課題は多様化・複雑化し、学校単位の取組では十分な対応が難しくなっています。

また、子どもたちの生きる力は、学校だけで育まれるものではありません。地域社会とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、実社会に裏打ちされた幅広い知識と能力が育まれ、子どもたちは心豊かにたくましく成長し、やがて、地域を担う存在となっています。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、学校と家庭、地域が連携して地域全体で児童生徒の成長を支える取組として、学校間の連携とともに、小中一貫教育の実践における車の両輪となることから、効果的な活用を図り、双方向の関係作りを進めます。

イ 「ひたらしさ」を活かした教育（地域を愛し担う人材の育成）

高度情報化や社会・経済のグローバル化が進展する中で、郷土の伝統や文化を学び、自然に親しみ、地域を愛することは、児童生徒の豊かな人間性と社会性の基盤を育むために重要です。それぞれの地域に残る伝統や文化を小・中学校の9年間を通して系統的に学び、継承しながら、地域を愛し担う人材の育成を図ります。

また、「ものづくりのまちの教育」として、「ひたちらしさ」の一つでもある理数教育は、物事を科学的に捉え探求する能力と態度を育成する本市教育の特色でもあります。

子どもたちの学習意欲や興味を高める取組やより専門的に学べる環境の整備を通して、将来の予測が困難な時代であっても、未来を切り拓いていける人材の育成を目指します。

3 再編の取り組み方

(1) 目指す学校規模を下回る学校への対応

学校規模の維持・確保を定めた「基本方針」に基づき、通学区域の見直しや学校の統合などにより、学校の再編を行います。

目指す学校規模を下回る学校の対応については、次のように進めます。

ア 小学校

(ア) 複式学級

複式学級では、教員の授業準備など負担が大きくなってしまい、「一般に教育上の課題が極めて大きい」とされていることから、早期の解消を図ります。

複式学級の継続が予測され、解消する見込みがない場合には、近隣校との統合を検討し、統合するまでの間、児童生徒の学習環境に配慮します。

(イ) 各学年1学級編制の小学校

各学年1学級編制の小学校については、クラス替えができない、多様な指導形態が取りにくい、学習活動に制約が生じるなど、教育的な課題が生じる可能性があります。小中一貫教育のグループ化を見据えて、次の順で再編の検討を行い、各学年1学級編制の解消と児童の学習環境の維持・改善を図ります。

- ① 全学年が35人以下の学校(※)
- ② 3～6学年に36人以上の学級がない学校
- ③ 3～6学年に36人以上の学級がある学校

※ 茨城県の学級編制の基準では、小学2年生までの学級人数の上限は35人、3年生以上の上限は40人です。①の学校では将来この上限が全て35人に変更された場合でも全学年において複数学級になることはありません。同じく②の学校も3年生以上で複数学級となることはありません。(茨城県の学級編制基準は本計画策定期点のものです。)

イ 中学校

中学校については、クラス替えのできる学校規模の確保や教員配置の充実など、

学習環境の改善を図るため、目指す学校規模を下回る学校から再編の検討を行います。

ウ 取組の時期

再編の取組を始める時期は、児童生徒の学習環境に配慮し、児童生徒数の推移や教育を取り巻く環境の変化などを見ながら、計画の見直しに合わせて柔軟に対応します。

(2) 再編の方法等

再編を学校の統合による場合は、対等な統合とし、統合後の学校は、新校として設置します。

また、新しい学校名や学校行事、児童生徒の事前交流の方法など、学校統合の準備として必要な事項について協議する組織を設置します。（38ページ参照）

再編後の学校の位置は、既存の学校敷地の活用を前提とし、既存の校舎を再編後に使用する場合は、原則、改修又は建て替えを行います。

(3) 通学時の安全等

ア 距離

国の基準である小学校4km、中学校6km、通学時間はおおむね1時間を超えないことを前提としながらも、通学時の安全確保や児童生徒の負担を念頭に、計画策定時点での本市小・中学生の通学距離や通学時間を考慮し、おおむね小学校は3km、中学校は5kmを越えないことを目安とします。

イ 通学方法

徒步での通学を原則としますが、再編に伴い通学距離が一定以上に延伸し、徒步や自転車による通学が著しく困難となった場合や通学上の安全確保に必要が生じた場合は、本市の地理的条件も考慮し、学校、保護者、地域、関係機関等との協議の上、公共交通機関（路線バス）の活用策を検討します。

ウ 安全性の確保

通学路の安全については、「日立市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の点検や安全対策を推進し、安全確保に努めます。

(4) 児童生徒への配慮

再編による児童生徒の不安等をできる限り軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、学校間の事前交流等を積極的に進めます。

また、統合前後における教職員の継続配置や加配制度（増員）の活用など、学校の指導・運営体制を整えることで教職員の負担軽減に努め、児童生徒や保護者に向き合う時間を確保し不安の軽減を図ります。

(5) その他の配慮事項

ア 保護者負担への配慮

再編に伴う通学先の変更に当たっては、従前校の制服や持ち物を使用することを原則とし、新たな保護者負担が生じないように配慮します。

また、通学に路線バス等の利用が必要になった場合等、必要に応じて経済的負担の軽減策を検討します。

イ 学童保育の充実

学校統合に当たっては、併設する児童クラブ定員のニーズに見合った増員や、それに伴うクラブ室の確保など、学童保育の充実を図ります。

ウ 跡地活用

再編により使わなくなる学校施設や敷地の利活用方法の検討に当たっては、関係部署による組織横断的な検討委員会を設置し、地域の活性化につながる利活用の方法を地域の意見や要望を尊重しながら検討します。